

社会福祉法人都市社会福祉協議会 平成29年度第2回理事会 議事録

招集通知年月日 平成29年 6月 9日 (金)
 開催日時 平成29年 6月26日 (月) 15時25分～15時55分
 開催場所 都城市総合社会福祉センター2階研修室
 出席した役員 理事10名 (理事定数6名以上10名以内)
 杉元智子、米吉春美、坂元晃、杉田淳一郎、田村治義、立山静夫、
 村吉昭一、島津久友、西河邦博、朝倉脩二
 監事2名 (監事定数2名以上3名以内)
 高野眞、柿木一範
 欠席した役員 監事1名
 坊野国治
 説明のため出席した職員 事務局11名
 中村健児、櫻田賢治、大田勝信、上野誠、黒原清美、下徳吉弘、
 木下夕子、花岡克美、児玉誠、星村太一、宮川文映
 招集者出席の有無 会長 島津久友 出席
議事の結果

定刻に至り、事務局櫻田賢治が開会を宣言。定款に基づく定数を確認し、会長あいさつ、常務理事あいさつ後、議長選出となり、定款の規定により村吉昭一理事が選任され、議長は、島津久友理事と柿木一範監事を議事録署名人として指名し、直ちに議事に入った。

審議の結果、次表のとおり、全会一致で議決された。

| | | |
|--------|--|----|
| 報告第 2号 | 職務執行状況について | 承認 |
| 議案第10号 | 社会福祉法人都市社会福祉協議会会長、副会長及び常務理事の選任について | 可決 |
| 議案第11号 | 福祉サービスに関する苦情解決における第三者委員の選任について | 可決 |
| 議案第12号 | 諸規程の制定について ・都城市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所運営規程の一部を改正する規程の制定について ・都城市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所(指定介護予防入浴介護)運営規程の一部を改正する規程の制定について ・都城市社会福祉協議会志和池福祉センター日中一時支援事業所運営規程の一部を改正する規程の制定について | 可決 |

終了時刻 15時55分

議事の経過

村吉昭一議長「議長を務めますのでよろしく申し上げます。それでは、さっそく議事に入ります。報告第2号職務執行状況について、説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「職務執行状況については、定款第21条第5項の規定により会長・常務理事が行うとありますので、島津会長、西河常務理事に申し上げます。」

島津会長「社会福祉法第45条の16第3項及び定款第21条5項の規定に基づき、会長の職務執行状況について報告いたします。」

(以下、資料に基づいて説明)

西河常務「社会福祉法第45条の16第3項及び定款第21条5項の規定に基づき、常務理事（業務執行理事）の職務執行状況について報告いたします。」

(以下、資料に基づいて説明)

議長「質問はございませんか。報告事項ということで、ご承認いただきたいと思えます。」

議長「続きまして、議案第10号都城市社会福祉協議会会長、副会長及び常務理事の選任について審議をいたしますが、議長の方から上程させていただきます。まず、会長につきましては、学識経験者の島津久友氏、副会長につきましては、市民生委員・児童委員協議会会長の米吉春美氏、同じく副会長に市自治公民館連絡協議会会長の坂元晃氏、常務理事に学識経験者の西河邦博氏、以上の4名をお願いしたいと思います。ご承認いただけますか。」

全員、“異議なし”の挙手あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第10号は原案のとおり承認されました。」

議長「続きまして、議案第11号福祉サービスに関する苦情解決における第三者委員の選任について審議をいたします。説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「都城市社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決事業実施要綱第6条の規定に基づき、苦情解決第三者委員を設置したいので、理事会の選任を求めるものです。本会は、苦情解決第三者委員は監事をお願いしています。先の評議員会で選任された3名の監事である、高野眞氏、柿木一範氏、坊野国治氏をお願いしたいと思います。」

議長「説明ありがとうございます。何か質問はございませんか。」

議長「質問はないようですが、よろしいでしょうか。議案第11号をご承認される方は、挙手をお願いします。」

全員、“異議なし”の挙手あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第11号は原案のとおり承認されました。」

議長「続きまして、議案第12号諸規程の制定について、審議をいたします。説明をお願いします。」

事務局中村健児「社会福祉法都城市社会福祉協議会の業務の運営に関する諸規程を制定することについて、定款細則第15条第1項第10号の規定に基づき、理事会の議決を求めるものです。」

(以下、資料に基づいて説明)

議長「説明ありがとうございます。何か質問はございませんか。」

杉元智子理事「指定訪問入浴介護事業所運営規程について、改正になったところではありませんが、質問がございます。利用料等のところですが、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートルあたり37円を徴収するとあります。これは都城市・三股町を越えて利用された場合、交通費を徴収するということですか。」

事務局中村健児「はい。その通りです。」

杉元智子理事「例えば、財部町まで出向くことがありますか。」

事務局中村健児「現状ではそのような要請はありませんが、対応は可能としています。そのような場合は交通費を徴収します。」

杉元智子理事「はい、わかりました。」

議長「ほかに質問はございませんか。ないようですので、議案第12号をご承認される

方は、挙手をお願いします。」

全員、“異議なし”の挙手あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第12号は原案のとおり承認されました。」

以上の議決を明確にするため、この議事録を作成し、会長及び監事は議事録に記名押印する。

平成29年6月26日

会長 _____ 印

監事 _____ 印